

令和4年第3回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和4年9月6日（火曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 斎藤 信一	2番 渡邊 啓子	3番 菊地 厚徳
4番 本多 保夫	5番 松本 昇	6番 佐原 佐百合
7番 鈴木 康広	8番 武田 悦子	9番 佐原 吉太郎
10番 須藤 軍蔵	11番 押山 義則	12番 菊地 利勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山 利一	副 村 長	武田 正男
教 育 長	渡辺 敏弘	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
住民福祉部長	作田 純一	産業建設部長	菅野 昭裕
政策推進課長	鈴木 真一	税務課長	菊地 健
住民生活課長	安田 春好	健康福祉課長	後藤 隆
産業課長	藤田 良男	建設課長	杉原 仁
環境保全課長	伊藤 寿夫	会計管理者 兼出納室長	菊地 美和
教育総務課長	橋本 哲夫	生涯学習課長	渡辺 雅彦
農業委員会 事務局 長	神野藤 浩和	総務課長補佐	渡辺 一樹
代表監査委員	甲野藤 健一		

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第52号から議案第72号並びに報告第2号から報告第3号）

議案第52号 大玉村農業振興基金条例の制定について

議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第54号 大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

議案第55号 令和3年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 令和3年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 57 号 令和 3 年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 58 号 令和 3 年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 59 号 令和 3 年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 60 号 令和 3 年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 61 号 令和 3 年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 62 号 令和 3 年度大玉村水道事業会計決算認定について
- 議案第 63 号 令和 4 年度大玉村一般会計補正予算について
- 議案第 64 号 令和 4 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 65 号 令和 4 年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について
- 議案第 66 号 令和 4 年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 67 号 令和 4 年度大玉村土地取得特別会計補正予算について
- 議案第 68 号 令和 4 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 69 号 令和 4 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 70 号 令和 4 年度大玉村水道事業会計補正予算について
- 議案第 71 号 村道路線の認定について
- 議案第 72 号 大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 報告第 2 号 健全化判断比率の報告について
- 報告第 3 号 資金不足比率の報告について

提案理由の説明

決算審査報告（監査委員）

委員会研修報告

（1）総務文教常任委員会委員長報告

（2）産業厚生常任委員会委員長報告

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、安田敏、鈴木裕也

## 会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。令和4年第3回9月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和4年第3回大玉村議会定例会を開会いたします。

なお、総務部長、押山正弘君、政策推進課長、鈴木真一君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

今期定例会は、総務課長補佐、渡辺一樹君に出席を求めていますので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 開議に先立ちまして、9月1日付職員の人事異動により、議会事務局職員に異動がありましたので、議会の運営に関する基準173の規定により、職員の紹介をいたします。

議会事務局職員について、事務局長より紹介させます。議会事務局長。

○議会事務局長（矢崎由美） 議会関係の職員紹介。

○議長（菊地利勝） 事務局職員の紹介が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） これより本日の会議を開きます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番押山義則君、1番斎藤信一君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。9番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎） おはようございます。

令和4年第3回9月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査としておりました今期定例会の会期日程等について、去る9月2日午前9時より、第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長、総務課長補佐の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び議事日程等について、次のように決定いたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案等23件で、その内容は、条例制

定案件 1 件、条例改正案件 2 件、決算認定案件 8 件、補正予算案件 8 件、人事案件 1 件、村道路線認定案件 1 件及び報告 2 件の、合わせて 23 件であります。

また、今期定例会の一般質問は、締切日までに提出された議員は 10 名でありましたが、3 番菊地厚徳君から一般質問の取下げの申出があり、一般質問者は 9 名であります。

よって、会期につきましては、本日 9 月 6 日から 15 日までの 10 日間と決定いたしました。

また、審議日程につきましては、

本日 6 日 本会議、行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、監査委員の決算審査報告、委員会研修報告、請願・陳情の委員会付託、委員会

9 月 7 日 休会（議案調査のため）

9 月 8 日 本会議 一般質問 7 名

9 月 9 日 本会議 一般質問 2 名、令和 3 年度歳入歳出決算認定議案に対する総括質疑及び令和 3 年度歳入歳出決算認定議案の委員会付託

9 月 10 日 休会

9 月 11 日 休会

9 月 12 日 委員会（付託事件の審査）

9 月 13 日 委員会（付託事件の審査）

9 月 14 日 委員会（付託事件の審査）

9 月 15 日 本会議 議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

なお、決算議会でありますので、代表監査委員に、本日 6 日及び 9 日の本会議に出席を求めています。

また、会期日程第 4 日目の 9 月 9 日の総括質疑は、令和 3 年度歳入歳出決算認定議案についての質疑です。質疑は、原則として自らの所属する常任委員会の決算項目以外の質疑内容とし、歳入歳出決算書及び執行成果報告書のページ数を明らかにし、議題に供された内容とするよう、ご協力くださるようお願い申し上げます。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上であります。

○議長（菊地利勝） お諮りいたします。

会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇  
○議長（菊地利勝） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査の結果報告、財政援助に係る監査・指定管理運営に係る監査の報告、説明員の報告、今期定例会までに受理した請願・陳情書及び議員派遣の結果についてであり、内容は配付いたしました報告書のとおりであります。

なお、今定例会は決算議会でもありますので、甲野藤健一代表監査委員に出席をいただいております。

◇ ◇ ◇  
○議長（菊地利勝） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第3回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

また、代表監査委員にご出席をいただいております。ご苦労さまでございます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 行政報告が終わりました。

◇ ◇ ◇  
○議長（菊地利勝） 日程第5、議案第52号から議案第72号並びに報告第2号から報告第3号を一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（安田 敏） 別紙議案書により朗読。

○議長（菊地利勝） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇ ◇ ◇  
○議長（菊地利勝） 日程第6、村長より提案理由の説明を求めます。

なお、説明に当たっては、まず議案第52号から議案第62号までの説明をお願いします。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、条例制定案1件、条例改正案2件、決算認定8件、補正予算案8件、人事案件1件、その他1件、報告2件、合わせて23件であります。

それでは、議案第52号、大玉村農業振興基金条例の制定について申し上げます。

本案は、本村の基幹産業である農業の振興に関する事業の財源に充てるため、新たな基金を設置するものであります。

まず、第1条は設置を、第2条は積立てについて、第3条は基金の管理について定めるものであります。

第6条の処分につきましては、第1条の事業の費用に充てる場合に、特定財源として取り崩すことができると規定したものであります。

次に、議案第53号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

て申し上げます。

本案につきましては、人事院規則「職員の育児休業等」の一部を改正する人事院規則が令和4年6月17日に公布され、令和4年10月1日に施行されることに伴い、国及び県に準じた改正を行うべく条例の一部改正を行うものであります。

第2条につきましては、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするため、規定を整備するものであります。

第2条の3につきましては、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、第2条と同様の改正を行うものであります。

第2条の4につきましては、第2条の改正に併せ、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備するもの並びに、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」と緩和するものであります。

第3条につきましては、再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除するもの並びに、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備するものであります。

議案第54号、大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、令和4年度税制改正による関連法案が令和4年3月22日に成立し、同年4月1日から施行されたことに伴い、大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の改正が必要となったことから、所要の改正を行うものであります。

関係部分の改正内容について申し上げます。

第2条は、固定資産税の不均一課税に関する規定で、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた認定事業者が、施設整備計画に従い特別償却設備を整備した場合、当該設備に固定資産税が課せられることとなった年度から3か年度分のものに限り、大玉村税条例第62条に定める固定資産税の税率100分の1.4にかかわらず、当該条文の下表に定めるとおり、初年度100分の0、第2年度100分の0.35、第3年度100分の0.7の不均一の税率とするものであり、適用期限を令和6年3月末まで延長し、さらに大規模な拠点整備に対して2年以内の整備完了を3年以内に緩和するものであります。

附則では、施行期日及び経過措置について定めるものであります。

続いて、議案第55号、令和3年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算書のほうをご準備ください。

決算書90ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

一般会計の歳入総額が61億1,866万2,623円、歳出総額が55億6,362万4,585円となり、翌年度に繰越しすべき財源5,345万1,000円を差し引いた実質収支額は5億158万7,038円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で1.6%増、歳出で1.5%減、実質収支では56.0%増となりました。

財産に関しては92ページからの「財産に関する調書」に記載のとおりであり、地方債現在高の現況につきましては99ページからの調書のとおりであります。

また、これら事務事業の執行概要につきましては「成果報告書」に記載のとおりであります。

なお、一般会計を主とした普通会計の決算状況で明らかとなる財政各指標につきましては、成果報告書に記載のとおりであります。まず財政の弾力性を表す経常収支比率は75.9%（前年度82.7%）、財政力指数0.371（前年度は0.385）、公債費比率6.8%（前年度7.3%）、実質公債費比率7.2%（前年度7.2%）という状況であり、このほか実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率などの財政健全化法に基づく指標も含め、いずれも基準内数値であり、その内容は審査意見書や報告書のとおりであります。

地方債は、3年度末現在高で40億2,389万6,000円であります。このうち47.9%に当たる19億2,720万3,000円ほどが、国が地方財政の財源不足を補うため、普通交付税と一体となって発行を許可する特例債である臨時財政対策債であり、後年度に全額交付税措置されるものであります。

次に、議案第56号、令和3年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

132ページをお開きください。

歳入総額が9億4,624万3,106円、歳出総額が8億9,920万2,253円であり、実質収支額は4,704万853円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で6.9%増、歳出で7.5%増、実質収支で3.8%減となりました。

また、財産に関しては133ページの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第57号、令和3年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

146ページをお開きください。

歳入総額が979万3,532円、歳出総額が646万6,724円であり、実質収支額は332万6,808円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で31.8%増、歳出で58.6%増、実質収支で0.8%減となりました。

また、財産に関しては148ページからの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第58号、令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

162ページをお開きください。

歳入総額が1億2,082万2,478円、歳出総額が1億1,756万3,114円であり、実質収支額は325万9,364円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で7.3%減、歳出で8.1%減、実質収支で32.6%増となりました。

財産に関しては164ページの調書のとおりであり、地方債の現在高の現況については166ページに記載のとおりであります。また、これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第59号、令和3年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

178ページをお開きください。

この会計は、基金による土地の取得と、財産収入での基金への戻入れといった定額運用の基金会計であるため、決算額が歳入歳出とも同額の2,647万1,267円となったものであります。

財産に関しては179ページの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第60号、令和3年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

208ページをお開きください。

保険事業勘定において、歳入総額が7億6,202万7,759円、歳出総額が7億2,783万9,785円であり、実質収支額は3,418万7,974円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で3.5%増、歳出で0.8%減、実質収支で1,281.1%増となりました。

財産に関しては、209ページの調書のとおりであります。

220ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定につきましては、実施していた事業を社会福祉法人大玉村社会福祉協議会へ業務委託したことにより、剰余額を一般会計へ繰り出すことにより決算額を歳入歳出ともに33万3,570円とし、この事業勘定を閉じるものであります。

なお、これら事務事業の執行につきましては、「成果報告書」掲載のとおりであります。

議案第61号、令和3年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

236ページをお開きください。

歳入総額が7,469万8,344円、歳出総額が7,253万3,577円であり、実質収支額は216万4,767円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で0.9%減、歳出で3.3%減、実質収支で433.5%増となっており、事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第62号、令和3年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

238ページをお開きください。

予算第3条で定めた収益的収支の決算は、水道事業収益で1億7,469万9,700円、水道事業費用で1億3,922万4,724円となり、対前年度比は収益で0.2%の減、費用で9.6%の減となったものであります。

240ページをお開きください。

予算第4条で定めた資本的収支の決算は、資本的収入で8,590万円、資本的支出が1億6,291万113円となり、不足する額は、240ページ下段に記載のとおり留保資金等で補填を行い、決算したものであります。

242ページは、令和3年度の損益計算書であります。

給水収益などの営業収益で1億3,408万7,950円、維持管理などの営業費用で1億2,298万530円、受取利息などの営業外収益で2,678万3,935円、支払利息などの営業外費用で1,384万5,213円となり、これらの収支差引きにより2,404万6,142円の当年度純利益となりました。

243ページは、水道資産の状況を示した貸借対照表であります。

有形固定資産合計は1億7,084万7,989円、無形固定資産合計が80万143円、現金預金・未収金などの流動資産合計が3億2,001万8,298円であり、資産の部の合計は20億6,166万6,430円となるものであります。

244ページの負債の部、固定負債の企業債は9億917万3,108円、未払金などの流動負債は207万4,246円、長期前受金などの繰延収益は4億7,895万3,820円、資本の部は記載のとおりでありまして、負債・資本合計は、資産の部の合計と同額となるものであります。

245ページは、剰余金計算書であります。

まず、利益剰余金の部では、減債積立金、建設改良積立金の合計は2,000万2,221円、当年度純利益2,404万6,142円を加えた当年度未処分利益剰余金3,275万9,947円であります。

246ページの資本剰余金の部は、受贈財産評価額、工事負担金、国県補助金、繰入金の合計となる翌年度繰越資本剰余金1,122万2,112円であり、下段は剰余金処分計算書であります。

247ページからは、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表附属調書として損益計算書、貸借対照表等の明細書であります。

258ページは、給水の状況などをまとめた事業報告書であります。

以上、令和3年度における各会計の決算についてご説明を申し上げます。

○議長（菊地利勝） 議案第52号から議案第62号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員より決算審査についての報告を求めます。代表監査委員、甲野藤健一君。

○代表監査委員（甲野藤健一） 私のほうから、令和3年度の決算審査意見書を報告申し上げます。

決算審査意見書のページをお開きいただきたいと思います。

1 ページをお開きください。

令和3年度大玉村一般会計・特別会計歳入歳出決算意見書ということで申し上げます。朗読をもって報告申し上げます。

#### 第1 審査の対象

令和3年度大玉村一般会計歳入歳出決算

令和3年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和3年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算

令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

令和3年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算

令和3年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算

令和3年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

#### 第2 審査の期間

令和4年8月18日から24日まで実施いたしました。

#### 第3 審査の場所 大玉村役場

#### 第4 審査の方法

審査に当たっては、村長から送付された令和3年度一般会計及び特別会計（水道事業を除く。以下同じ。）歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（以下決算諸表）について、諸帳簿、証票類と照合し、さらに関係職員の説明を求め、決算計数の確認と予算が法令等に適合して適正かつ効率的に執行されているか、以下の項目について審査をいたしました。

歳入では、

①違法又は不当な調定及び調定漏れはないか。

②調定の取消し、更正の根拠及び手続は適正か。

③調定の時期及び手続は適正か。

④収入済額は予算現額に比して著しく差異はないか。また、前年度と比較して著しい増減はないか。

⑤収入済額は調定額に比して著しい差異はないか。また、前年度と比較して収入率の著しい低下しているものはないか。

⑥収入方法、収入時期は適切か。継続的に遅れているものはないか。

⑦収入未済額、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。

⑧減免、分納等の理由は適正か。

⑨不当に債権を放棄しているものはないか。

⑩国庫支出金、県支出金、負担金、公債収入等特に歳出と関連のあるものの支出に対応する収入確保の措置は適正か。

歳出関係で申し上げます。

歳出では、

①事務事業の計画に対する進捗状況は妥当か。

②予算額に比して多額の不用額を生じているものはないか。また、不用の生じた理由は何か。

次ページ、お願いします。

③予算の流用増減額の理由及び手続は適正であるか。

④当面必要としない物件の購入等による予算の冗費支出はないか。

⑤委託料、工事請負費等の支出の時期及び額は適切か。また、検査検収は確実に行われているか。

⑥補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。また、精算報告は確実に行われているか。

⑦繰越明許の理由及び手続は適正か。

財産、基金関係で申し上げます。

①行政財産、普通財産の異動増減の理由及び処理は適正か。

②貸付け、使用許可の理由及び条件等は適切か。

③不法占拠はないか。

④基金の運用状況に関する調書の計数は会計管理者及び各予算管理課保管の基金台帳、整理簿等と一致しているか。

以上の点を重視して監査を行いました。

## 第5 審査の結果

1 審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びにその他法令で定める調書等の資料は、いずれも法令に準拠して作成され、一般会計歳入歳出決算書及び特別会計歳入歳出決算書とも、款、項、目、節などの計数も正確に記載されており、適正な執行がされたものと認める。

2 財政健全化判断比率及び公営企業不足比率については、算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき審査をしたが、適正に作成されており、基準をクリアしていた。

3 基金について、計数及び運用状況は、適正に管理運用されていた。

4 行政財産及び普通財産については、適正に管理されていた。

審査の結果を申し上げます。

## 第6 審査の意見を申し上げます。

令和3年度普通会計決算状況を見ると、歳入総額61億3,370万円のうち地方税9億5,339万2,000円、地方交付税20億3,482万7,000円であり、歳出総額55億7,866万2,000円のうち人件費10億5,800万

1, 000円、公債費4億5,658万1,000円、物件費6億9,352万4,000円である。経常収支比率は75.9%で、対前年度で6.8ポイント減少した。

令和3年度予算執行に関する事務処理については、毎月実施している例月出納検査及び2月に実施した定期監査において審査しており、指導事項、改善事項はその都度指導を行った。特に、下記事項を付して決算審査の意見といたします。

記。

1番、経常収支比率75.9%の要因は、地方交付税の伸びによるが一時的なものと考えられる。経常経費の削減と村税等の自主財源のますますの確保に努められたい。

2番、収入未済額について、村税が6,839万9,606円、公営住宅使用料が77万6,900円、公営住宅使用料過年度分75万7,000円、国民健康保険税6,930万3,796円、集落排水事業使用料112万7,500円、介護保険料269万1,260円でありました。これらの未納の実態を把握し、早急に税収等の徴収に努められるようお願いしたい。

3番、昨今の集中豪雨が頻発する状況下において、大規模災害発生時における初期対応の体制を確立されたい。これは初期対応のマニュアルというふうにと考えております。

以上、申し上げました。

3ページからについては、概要についてはご覧になっていただきたいと思えます。

5ページをお開き願います。

ここに、先ほども説明、村長のほうからありましたけれども、主要、5ページの中段になります、枠になりますけれども、令和3年度の財政力指数が0.371。私が役場に昔入った頃は、0.3でした、0.28とか。かなりの指数が上がっているというのが事実であります。ただ、目指すは4割比率というふうを考えておりますので、この辺についてもお考え願いたい。

経常収支比率75.9%。村としての経常収支比率は75%ぐらいが適正かと思われれます。ただ、地方交付税が増えれば、歳入が増えれば、ここは下がりますので、どうしてもやっぱり歳入の確保と、交付税とかその他の財源の確保に努められたいと思えます。

公債費比率は、これは6.8%だとしても、これは先ほども申し上げましたけれども、先ほどの村長から話しされたように、これは臨時財政対策債を除いた比率でありますので、地方債の償還が4億5,000万円ということになっておりますので、実質は予算の中の十何%は回収と、こういう状況になりますので、ご報告申し上げます。

次に、9ページをお開き願いたいと思えます。

令和3年度大玉村水道事業会計決算審査意見書

## 第1 審査の対象

審査の対象 令和3年度大玉村水道事業会計決算

審査の期間 令和4年8月18日から24日まで

審査の場所 大玉村役場

審査の手続 この決算審査に当たっては、管理者から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検討するため、会計帳簿・証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められるその他の審査手続を実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法及び同施行令、その他関係法令の定めるところにより整理されており、令和3年度末における事業会計の現金残高は預金残高と一致した。予算の執行状況についても関係法令に従い適正妥当なものと認められた。さらに、水道事業の経営成績及び財政状態も適正に表示しているものと認めた。

また、財産、物品等については、年度中の増減並びに年度末現在高が関係台帳及び書類と符合し適正であった。

## 第3 審査の意見を申し上げます。

大玉村の水道水は県内でも有数のおいしい水である。県内外の方々に販売提供を試みる必要があると考える。経営強化の上でもぜひ検討をされたいというふうに望んでおります。

あと、決算の概要については、ご覧になっていただきたいと思います。

次ページ、12ページ。

### 令和3年度の財政健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記。

##### (2) 個別意見

###### ①実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は7.2%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っている。

###### ②将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は算定されず、早期健全化基準の350%よりも下回っている。

##### (3) 是正改善を要する事項、特に指導すべきはない。

次に、13ページ。

### 令和3年度大玉村水道事業会計経営健全化審査意見書

## 1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

経営健全化比率が20%。資金不足比率については、資金不足ではありませんので、数値は表示しないと。

あと、その他は特に指導すべき事項はありません。

次に、14ページ。

令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

## 1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足が生じていないため、省略いたします。

以上、申し上げました。

なお、諸般の報告でも申し上げましたけれども、社会福祉協議会、おおたま村づくり株式会社、これは8月25日に決算監査を行いました。これは地方自治法に基づく監査であります。

以上、報告申し上げまして、令和3年度の決算審査意見書といたします。

○議長（菊地利勝） 決算審査の報告が終わりました。

ここで暫時休議いたします。再開は午前11時10分といたします。

（午前10時52分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 引き続き、村長より議案第63号から報告第3号までの提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） それでは、続いて提案理由の説明をさせていただきます。

議案第63号から議案第70号、令和4年度各会計補正予算について概要のみご説明を申し上げ、詳細につきましては総務課長補佐に説明をさせます。

それでは、議案第63号、令和4年度大玉村一般会計補正予算についてをご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度決算による繰越金や地方交付税等の確定額を主な財源として、

今後見込まれる事務事業に対応する予算の編成を行ったところであります。

それでは、予算書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

補正予算第3号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,677万8,000円を追加し、予算の総額を52億3,610万2,000円とするものであります。

また、補正予算第2条は、4ページに掲載の第2表のとおり、保育所の隣地に整備する子ども広場整備工事費に充当となる社会福祉施設整備事業債、及び本年3月16日に発生した福島県沖地震により被害を受けた施設等災害復旧事業債の追加、並びに地方交付税の算出で発行可能額が確定した臨時財政対策債の変更、補助金が確定したことによる道路整備事業に係る地方債の変更であります。

次に、議案第64号、令和4年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

69ページをお開きください。

今回の補正は、決算による繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものであり、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,828万2,000円を追加し、予算の総額を9億611万8,000円とするものであります。

次に、議案第65号、令和4年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について申し上げます。

87ページをお開きください。

今回の補正は、決算による繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものであり、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ232万6,000円を追加し、予算の総額を666万1,000円とするものであります。

次に、議案第66号、令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

95ページをお開きください。

今回の補正は、決算による繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものであり、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ443万8,000円を追加し、予算の総額を1億5,526万1,000円とするものであります。

次に、議案第67号、令和4年度大玉村土地取得特別会計補正予算について申し上げます。

111ページをお開きください。

今回の補正は、土地開発基金への償還額を増額するための予算の編成を行い、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,482万5,000円を追加し、予算の総額を5,105万円とするものであります。

次に、議案第68号、令和4年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

119ページをお開きください。

今回の補正は、前年度決算の確定による各費目の精算のための編成を行い、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,032万5,000円を追加し、予算の総額を8億1,283万3,000円とするものであります。

次に、議案第69号、令和4年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

145ページをお開きください。

今回の補正は、決算による繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものであり、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ216万3,000円を追加し、予算の総額を8,155万8,000円とするものであります。

次に、議案第70号、令和4年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

153ページをお開きください。

補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の水道事業費用に55万3,000円を補正計上し、予定額の総額を1億5,209万1,000円とするものであります。

補正予算第3条は、予算第4条に定めた資本的支出の建設費に318万5,000円を補正計上し、予定額の総額を1億2,572万9,000円とし、不足する財源は内部留保資金等で補填するものであります。

続きまして、議案書のほうにお戻りをいただきたいと思えます。

議案第71号、村道路線の認定について申し上げます。

百々目木3号線につきましては、建築の接道要件の適正を図るため、道路用地の寄附により幅員4メートルの確保が可能となったことから、道路法第8条第2項の規定に基づき路線を認定するものです。

議案第72号、大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について申し上げます。

本案につきましては、現職であります佐々木喜美子氏より、任期満了となる令和4年9月28日をもって退任の申出があり、後任として武田幸子氏を、人格、識見ともに最適者であることを認め、大玉村固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、当該委員の任期は、令和4年9月29日から令和7年9月28日までの3年間であります。

続きまして、報告第2号、健全化判断比率の報告について、報告第3号、資金不足比率の報告については、資料をご覧ください。

以上のとおり、提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（渡辺一樹） 命により、議案第63号から議案第70号、令和4年度各会計補正予算についてご説明申し上げます。

それでは、議案第63号、令和4年度大玉村一般会計補正予算について、歳出からご説明申し上げます。

補正予算書16ページをお開き願います。

款1議会費は、職員人件費の組替えのほか、議員研修の際の有料道路通行料、合わせて4万円の補正計上であります。

款2総務費は、総額3億9,071万3,000円の補正計上であります。

主な事業として、一般管理費の事項①三役、職員の人件費及び庁内一般管理に要する経費は、押印見直しによる例規データベース更新料327万2,000円を含め、合わせて27万円の補正計上であります。

下段から18ページにかけての文書広報費の事項②情報処理に要する経費は、導入後年数が経過している情報ネットワーク関連機器を更新するための委託料600万円を含め、合わせて613万円の補正計上であります。

財政管理費の財政事務に要する経費は、公共施設の今後の修繕計画を含めた財政計画策定業務委託料605万円を含め、655万円の補正計上であります。

中段の財産管理費の事項①庁舎等の維持管理に要する経費は、脱炭素社会の実現に向けた取組として電気自動車購入経費500万円など、合わせて681万円の補正計上であります。

事項②公共用地の取得に要する経費では、土地開発基金買戻し経費4,482万5,000円の補正計上であります。

20ページをお開き願います。

企画費の事項⑤定住促進対策に要する経費は、大山字仲ノ内地内5区画の宅地分譲に係る定住促進住宅団地造成事業補助金250万円の補正計上であります。

中段の基金費は、繰越金の確定による剰余金処分として、財政調整基金に2億6,000万円を積み立てるものであります。

22ページをお開き願います。

災害対策費の事項④農山村地域復興基盤総合整備に要する経費は、令和元年東日本台風等の影響により放射性物質の流入が懸念されている農業用ため池の放射性物質対策基礎調査委託料400万円の補正計上であります。

新型コロナウイルス感染症対策費の事項⑮小中学生給食費助成に要する経費は、給食原材料費の高騰に伴う学校給食費補助金501万5,000円、事項⑳燃料高騰対応中小企業等支援に要する経費は、原油価格高騰により経営に影響を受けている運送事業者等に対する応援金など956万3,000円、事項㉑事業者等一時金助成に要する経費は、令和4年1月から3月のまん延防止等重点措置に伴い福島県が実施した個人事業者等への一時金非対象者に対して支給する一時金300万円、事項㉒肥料・飼料・燃油高騰に要する経費は、原油や農業資材等の価格高騰により経営に影響を受けている農業者への負担軽減のための農業生産資材等高騰対策支援金3,205万6,000円の補正計上であります。

24ページをお開き願います。

賦課徴収費の村税の賦課、徴収に要する経費は、エルタックスを利用した共通納税の税目を拡大するためのシステム改修業務委託料132万円など、合わせて288万2,000円の補正計上であります。

26ページをお開き願います。

款3民生費は、総額5,618万9,000円の補正計上であります。

主な事業として、社会福祉総務費の事項⑧物価高騰緊急福祉対策事業に要する経費は、県補助金並びに国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰による非課税世帯への影響を緩和するため、村の共通商品券を支給するための経費320万1,000円の補正計上であります。

28ページをお開き願います。

老人福祉費の事項⑧地域包括ケアシステム深化・推進事業に要する経費は、県補助金を活用し、各種事業を通して、心身の健康保持、介護予防、生活習慣病等の重症化予防を図るための経費156万7,000円の補正計上であります。

下段から30ページにかけての児童福祉総務費の事項①児童の健全育成に要する経費は、保育所西側に設置する子ども広場整備工事費4,000万円など、合わせて4,003万1,000円の補正計上であります。

32ページをお開き願います。

款4衛生費は、総額4,350万8,000円の補正計上であります。

主な事業として、中段の保健衛生総務費の事項⑧健康長寿推進事業に要する経費は、現在各集会所で展開している元気づくり教室のコーディネーターを新たに1名養成するための委託料110万7,000円など、合わせて128万7,000円の補正計上であります。

34ページをお開き願います。

款6農林水産業費は、総額4,281万9,000円の補正計上であります。

36ページをお開き願います。

主な事業として、農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費は、県の補助事業で実施する肥料高騰緊急対策事業補助金709万2,000円、本村の基幹産業である農業の今後の事業に充てるための農業振興基金積立金2,000万円など、合わせて2,946万2,000円の補正計上であります。

畜産業費の事項①畜産の振興に要する共通経費は、10月に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会に出場するための経費として46万円の補正計上であります。

下段から38ページにかけての事項②堆肥センターの運営に要する経費は、堆肥攪拌機やもみ殻タンクの修繕料810万円など、合わせて1,033万4,000円の補正計上であります。

中段の林業振興費の事項①林業の振興に要する経費は、森林経営管理に基づく意向調査業務委託料308万9,000円など、合わせて377万9,000円の補正計上であります。

下段の款7商工費は、総額628万9,000円の補正計上であります。

主な事業として、下段から40ページにかけての観光費の事項①観光の振興に要する経費は、アットホーム旧館周辺の施設利活用基本構想策定業務委託料50万円や名倉山頂上付近の登山道階段設置工事費など、合わせて490万1,000円の補正計上であります。

款8土木費は、総額3,761万1,000円の補正計上であります。

主な事業として、42ページにかけての道路維持費の事項①道路維持に要する経費は、除雪委託料1,000万円や道路等維持補修工事費2,000万円など、合わせて3,284万9,000円の補正計上であります。

上段の道路新設改良費の道路新設改良に要する経費は、国の交付金事業交付額の確定に伴い工事費1,630万円の減額など、合わせて1,500万円の減額計上であります。

中段の河川総務費の河川管理に要する経費は、雨ヶ沢地内の水路改修工事費500万円など、合わせて914万円の補正計上であります。

款9消防費は、総額331万円の補正計上であります。

主な事業として、下段の非常備消防費、消防団の活動に要する経費は、消防団員の災害出場手当300万円の補正計上であります。

44ページをお開き願います。

款10教育費は、総額5,864万8,000円の補正計上であります。

主な事業として、下段から46ページにかけての事務局費の事項⑬小中学校雪上体育体験に要する経費は、スキー教室開催経費490万2,000円の補正計上であります。

中段の学校管理費の事項①玉井小学校の管理運営に要する経費は、駐車場舗装工事費2,000万円など、合わせて2,279万5,000円の補正計上であります。

以下、50ページ上段にかけての小中学校費、中学校費、幼稚園費は、職員給与費等組替えや消耗品費や電気料などの管理運営経費の補正計上であります。

50ページをお開き願います。

中段の文化財保護費の文化財保護に要する経費は、村指定文化財保存施設の修繕に係る補助金206万7,000円など、合わせて251万2,000円の補正計上であります。

下段の体育施設費の事項①体育館・運動場の管理に要する経費は、村民運動場照明設備の気中開閉器更新工事費77万円など、合わせて78万8,000円の補正計上であります。

52ページをお開き願います。

款11災害復旧費の農地農業施設災害復旧費は、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震による大橋地内土地改良施設災害復旧事業補助金690万円の補正計上であります。

土木施設災害復旧費は、令和元年台風19号に係る地滑りによる大作田1号線災害復旧工事費1,842万9,000円など、合わせて3,379万円の補正計上であ

ります。

社会教育施設災害復旧費は、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震による村民体育館災害復旧工事費などで3,000万円の補正計上であります。

下段の款14予備費は、今後の未確定要素への対応も含め、調整財源として1,696万1,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

款10地方特例交付金は302万6,000円、款11地方交付税は、普通交付税交付金の確定により2億4,305万1,000円の補正計上であります。

款15国庫支出金の総務費国庫補助金は、農業用ため池放射性物質対策に充当となる福島再生加速化交付金400万円や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、合わせて5,437万6,000円の補正計上であります。

民生費国庫補助金は16万5,000円の増額、土木費国庫補助金は交付金額の確定により478万8,000円の減額、教育費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策で学校保健特別対策事業費補助金135万円の増額、災害復旧費国庫補助金は大作田1号線災害復旧費で1,389万7,000円の補正計上であります。

10ページをお開き願います。

款16県支出金の総務費県補助金は、健康長寿推進事業経費に充当となる福島県地域創生総合支援事業補助金208万円の補正計上であります。

民生費県補助金は283万9,000円、農林水産業費県補助金は754万7,000円、総務費委託金は2万8,000円、土木費委託金は4万円の補正計上であります。

款18寄附金の一般寄附金は、団体3社からの寄附金1,676万2,000円の補正計上であります。

款19繰入金介護保険特別会計繰入金は、前年度における介護保険特別会計の決算による精算戻入れ1,358万8,000円の補正計上であります。

12ページをお開き願います。

財政調整基金繰入金は8,000万円、減債基金繰入金は3,000万円をそれぞれ取崩しを減額し、森林環境譲与税基金繰入金は308万9,000円を補正計上するものであります。

款20繰越金は、前年度繰越金として4億2,158万7,000円の補正計上であります。

款21諸収入の雑入は、市町村振興協会広域振興事業補助金など、合わせて204万1,000円の補正計上であります。

款22村債の民生債は、子ども広場整備関連で3,200万円の増額、土木債は事業費の減により930万円の減額、臨時財政対策債は、普通交付税の確定に伴い発行可能額が確定したため、1,140万円の減額計上であります。

なお、臨時財政対策債は、地方の財源不足を補うため普通交付税と併せて発行が認

められる一般財源であり、後年度の交付税算定の中で、返済額全額が交付税措置されるものであります。

下段から14ページにかけての災害復旧債は、農地農業施設災害復旧事業債で440万円、公共土木施設災害復旧事業債で720万円、社会教育施設災害復旧事業債で3,320万円の補正計上であります。

54ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第64号、令和4年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について、歳出よりご説明申し上げます。

74ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費は、職員人件費等74万3,000円の補正計上であります。

款2保険給付費の一般被保険者療養費は100万円、葬祭費は50万円の補正計上であります。

款9予備費は、財源を調整し1,603万9,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

72ページをお開き願います。

款3県支出金の保険給付費等交付金は、普通交付金150万円の補正計上であります。

款5繰入金の一般会計繰入金は、職員人件費等繰入金74万3,000円の補正計上であります。

款6繰越金は、前年度決算の確定により1,603万9,000円の補正計上であります。

76ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第65号、令和4年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について、歳出よりご説明申し上げます。

92ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費は、玉井財産区管理運営基金積立金200万円の補正計上であります。

款3予備費は、財源を調整し32万6,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

90ページをお開き願います。

款2繰越金は、前年度決算の確定により232万6,000円の補正計上であります。

以上、玉井財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第66号、令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について、歳出よりご説明申し上げます。

100ページをお開き願います。

款1維持費の農業集落排水施設維持管理費は、職員人件費のほか、玉貫地内舗装工事費184万6,000円など、合わせて443万8,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

98ページをお開き願います。

款1使用料及び手数料は、加入者の増による農業集落排水処理施設使用料118万円の補正計上であります。

款3繰越金は、前年度決算の確定により325万8,000円の補正計上であります。

102ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第67号、令和4年度大玉村土地取得特別会計補正予算について、歳出よりご説明申し上げます。

116ページをお開き願います。

款1土地開発基金費は、基金積立金4,482万5,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

114ページをお開き願います。

款1財産収入の不動産売払い収入は、一般会計への土地売払い代金4,482万5,000円の補正計上であります。

以上、土地取得特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第68号、令和4年度大玉村介護保険特別会計補正予算について、歳出よりご説明申し上げます。

126ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費は、職員給与費等で71万3,000円の減額計上であります。

款4地域支援事業費の介護予防・日常生活支援サービス事業費は、財源調整であります。

包括的支援事業費は、273万5,000円の補正計上であります。

款7諸支出金の償還金は、令和3年度介護給付費等の精算に伴う返還金1,446万円の補正計上であります。

下段から128ページにかけての一般会計繰出金は、前年度決算の確定に伴う繰出金1,358万8,000円の補正計上であります。

款8予備費は、財源を調整し1,025万5,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

122ページをお開き願います。

款3国庫支出金は、地域支援事業交付金105万2,000円、保険者機能強化推

進交付金 1 1 6 万円、市町村介護保険保険者努力支援交付金 1 1 8 万円の補正計上であります。

款 5 県支出金の地域支援事業交付金は、5 2 万 6, 0 0 0 円の補正計上であります。

款 7 繰入金は、地域支援事業繰入金 5 2 万 6, 0 0 0 円の増額、その他一般会計繰入金は 2 8 万 3, 0 0 0 円の減額計上であります。

介護保険基金繰入金は、基金取崩しを 4 6 万 7, 0 0 0 円減額計上するものであります。

款 8 繰越金は、前年度決算の確定により 3, 4 1 8 万 6, 0 0 0 円の補正計上であります。

下段から 1 2 4 ページにかけての款 9 諸収入は、前年度業務委託料の確定により、地域包括支援センター業務委託料過年度精算金 2 4 4 万 5, 0 0 0 円の補正計上であります。

1 3 0 ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第 6 9 号、令和 4 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について、歳出よりご説明申し上げます。

1 5 0 ページをお開き願います。

款 5 予備費は、調整財源として 2 1 6 万 3, 0 0 0 円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

1 4 8 ページをお開き願います。

款 5 繰越金は、前年度決算の確定により 2 1 6 万 3, 0 0 0 円の補正計上であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第 7 0 号、令和 4 年度大玉村水道事業会計補正予算について説明申し上げます。

1 5 4 ページをお開きください。

予算実施計画であります。

1 5 5 ページから 1 5 9 ページにかけては、給与費明細であります。

1 6 0 ページをお開き願います。

補正内容の明細書であります。

収益的支出の項 1 営業費用は、総係費で職員給与費等 5 5 万 3, 0 0 0 円の補正計上であります。

資本的支出の項 1 建設費は、8 月 3 日に発生した大雨による第 4 水源導水管応急仮設工事費等で 3 1 8 万 5, 0 0 0 円の補正計上であります。

以上、水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

以上のとおり、令和 4 年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 提案理由の説明が終わりました。

◇ ◇ ◇  
○議長（菊地利勝） 日程第7、委員会研修報告を行います。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の各委員長より順に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。10番。

○総務文教常任委員長（須藤軍蔵） 総務文教常任委員会視察研修報告。

総務文教常任委員会の決定に基づき、令和4年6月28日に大山小学校において、7月5日は新地町において、佐原吉太郎委員欠席のほか全委員出席の下、「ICT活用教育の現況調査」、「ICT活用教育の先進事例調査」をテーマに実施しました総務文教常任委員会視察研修について報告いたします。

国のGIGAスクール構想により、本村では、令和3年度に小中学校に1人1台、計880台のタブレット端末が導入されました。ICT専任の指導主事（ICT支援員）が、週に4日間、日替わりで小中学校を訪問し、ICT教育の支援と研修推進に取り組んでいます。

6月28日、大山小学校では、2年1組の算数、6年2組の社会の授業を視察しました。

子どもたちは、鉛筆やノートと並ぶ「新しい文房具」として、タブレット端末を活用しています。2年生の算数では、タブレット端末のドリルをそれぞれ進めることで学習の定着を確認する授業が行われていました。6年生の社会では、自分やグループの友人の考えをタブレット端末で共有し、自由に発言し、活発に授業に取り組んでいます。

授業を視察した後、ICT支援員の馬場指導主事の説明により、本村のICT活用教育の現況について理解を深めました。

今のところ、セキュリティフィルター制限を厳しくしているため、子どもたちはタブレットを「いつでも、どこでも、自由に使える」という状況ではないようですが、今後もメディアリテラシーと情報モラル教育をICT活用と両輪で進めていく必要があります。さらに、子どもたちの学習の定着を図り、教職員の負担も軽減するためには、ICT支援員や学習支援員の充実の必要性も感じたところであります。

7月5日は、新地町の新地小学校において視察研修を実施しました。

新地町は、浜通りの最北端に位置し、面積は46.53平方キロメートル、北と西は宮城県、南は相馬市、東は太平洋に面した自然環境が豊かで、四季を通じて温和な気候に恵まれています。

産業は、農業が中心で、米、野菜、果樹、花卉、畜産、種苗など多岐にわたり、町の基幹産業となっております。新地町と相馬市にまたがって相馬中核工業団地があり、相馬共同火力発電株式会社新地発電所や株式会社IHIなどが操業しています。

東日本大震災の地震と津波により、多くの家屋が被災し、町の面積の約2割が浸水し、農地の約4割が被害を受けましたが、震災から11年が過ぎ、住まいの再建、海岸堤防、防災緑地などの整備と併せて、交通ネットワークや産業基盤の整備などが着実に進んでいます。また、重要港湾相馬港の新地町分では、天然ガスの受入れ基地が

完成し、天然ガス火力発電所1号機が令和2年4月に、2号機も同年8月に営業運転が開始され、復興と産業振興に期待が高まっております。

新地小学校では、3年生の算数、6年生の理科の授業を視察しました。

子どもたちは、タブレット操作に慣れていて、自分や友達の考えのよいところや相違点に気づくために、自分のノートに書いたことを写真に撮って共有しています。大型モニターに映し出された自分の考えを全員の前で堂々と発表したり、タブレットを持って自由に歩き回り活発に意見を交換したりしています。検索機能を使って、自分の課題解決に向けて調べ学習などもスムーズに行っています。デジタルと非デジタルのバランスを取りながら、先生が教え込むのではなく、子どもたちに寄り添った授業を行っています。

授業を視察した後は、新地町教育委員会から、ICT活用教育についての説明をいただきました。

新地町は、平成22年度から様々な実証事業に取り組み、長年培われてきた実績は大きいです。平成22年度から町内の小学校3校の3年生から6年生全員にタブレットが配置され、全学年各教室に電子黒板やネットワークも整備されました。さらに、ICT支援員を各校に2、3名配置しました。先進的な教育環境で、授業への活用、ICT支援員との連携などの取組が始まりました。その後も町内全児童生徒にタブレットを配備、教育用クラウドを利用したドリル学習や家庭で予習をして自分の考えを持って授業に臨む反転授業や協働学習、国内外との交流事業、統合型校務システムと学習のデータを連携することで効果的な学習指導や教員の授業改善、ICT支援員の増員など、様々な実証事業が行われています。令和3年度からは、「次世代のためのメディアリテラシー育成事業」など新しい事業に積極的に取り組んでいます。

新地町のICT活用教育の目的は、コミュニケーション能力の育成、主体的・対話的で探究型の深い学びの創造です。子どもたちは、時間や場所の制約を超え、いろいろな交流からコミュニケーション能力の向上、Why? Because～(なぜ?だから～)を意識した授業構築から物事を調べることが楽しくなり、探究心の向上、深い学びにつながっています。

ICT支援員は各学校に常勤し、教職員が望む授業や児童生徒に効果的な授業を実践するために支援しています。積極的に授業に参加し、教職員や児童生徒との信頼関係を築きながら、月に1回は支援員が集まり定例会議を開催し、各学校の取組の状況や起きたトラブルの事例や解決方法などの情報を共有しています。

最後に、これら視察を通しての研修の成果を報告いたします。

国のGIGAスクール構想により、教育現場でもICT活用や実績がさらに求められている時代になっています。両校を視察し、授業の進め方や子どもたちの様子などを見て、改めて時代は変わったなと感じました。

両校ともタブレットを「文房具」として捉えており、子どもたちはノートや鉛筆、教科書と組み合わせて課題に取り組んでいます。タブレットを利用して直接書き込んだり、間違いを簡単に修正したり、友達と自由に意見交換するなど、学習が楽しくな

っていると感じました。

書く力の低下が懸念されていますが、新地町では、言語教育に重点を置いて、授業後に考えをまとめノートに書いたり、発表させたりしています。言葉を大事にする教育活動をしっかり打ち出しています。前に出て発表することが当たり前になっているとのことで、小中学生の「新地町少年の主張大会」では全員が原稿なしで発表を行ったということは驚くばかりです。

新地町の教育長は、「ICT機器は『文房具』である。道具がなければ作品は作れない。機器は進化する道具であり、指導する者の力量とICT支援員の技量が児童生徒の知識獲得量に相乗効果をもたらす。ICT支援員が常駐することが理想である」と話されました。ICT活用教育を進める上で大切なのは、子どもたちや教職員、保護者へのICT支援員による支援であります。本村でも、各校に1名のICT支援員の配置は最重要課題であると考えます。

新地町では、校務支援システムと子どもたちが活用する授業・学習系システムを連携したことで、教職員の作業量が軽減され、子どもたちと触れ合える時間が増えました。また、いじめや不登校防止、個々の学習指導などの子どもの実態を把握しています。子どもたちを守り、導き、温かさを感じるシステムであると感じました。本村では、昨年度末に校務支援システムについて教職員にアンケート調査を行っています。事務の効率化が少しできた、あまりできなかった、タブレットやアプリの使い方の研修や支援を希望するなどの課題があるようです。

今回の研修では、ICT活用教育とは何かを実際に見て、聞いて、理解を深めることができ、子どもたちや教職員、保護者のために、ICT活用教育を進めていく上で大いに参考となったことを付け加え、総務文教常任委員会の報告といたします。

令和4年9月6日

総務文教常任委員会委員長 須藤 軍 蔵

大玉村議会議長 菊地利勝 殿

以上であります。

○議長（菊地利勝） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。8番。

○産業厚生常任委員長（武田悦子） 産業厚生常任委員会視察研修報告書。

産業厚生常任委員会の決定に基づき、令和4年7月5日に楢葉町において、全委員出席の下、「カントリーエレベーター等の施設活用による農業経営支援について」をテーマに実施しました、産業厚生常任委員会視察研修について報告いたします。

楢葉町は、浜通り地方の中ほどに位置し、面積は103.64平方キロメートル、西に阿武隈高地、東には太平洋の大海原が広がり、木戸川と井出川が流れ、サケの遡上やアユなどが生息する自然環境に恵まれ、比較的寒暖の差が少なく、一年を通して過ごしやすい気候です。東京電力福島第一原子力発電所事故により全町避難を余儀なくされましたが、平成27年9月5日に避難指示が解除され、令和4年5月末日の人口は6,633人、世帯数3,086世帯、町内居住率は63.5%です。

檜葉町では、平成28年度から営農再開した水稻をはじめ、甘藷、タマネギ等の畑作物、花卉栽培などが順調に展開し、規模拡大が進んでいますが、震災以前と比べ農業の担い手が減少しています。少ない担い手でも効率的な農業経営ができるよう農地集積のためのマッチング事業を進めるとともに、カントリーエレベーターと育苗施設を整備し、水田だけでなく収益性の高い作物として甘藷（サツマイモ）栽培を推奨し、民間企業やJAと連携し、地元栽培農家を支援しながら、一大産地を目指しています。

研修では、檜葉町役場で（1）農地集積等に向けた取組について説明を受けた後、（2）檜葉町カントリーエレベーター及び自動ラック式米農業用低温倉庫、（3）檜葉町水稻育苗センター、（4）檜葉町甘藷貯蔵施設・農業用機械倉庫を案内していただきました。それぞれの施設の事業名、事業費の内訳は、報告書のとおりです。

#### （1）農地集積等に向けた取組

令和4年度の営農再開状況は、水稻は308ヘクタールで震災前の8割まで回復していますが、震災前の農家戸数は555戸に対して、現在は61戸でそのうち半数が法人です。「檜葉町モデル」と言われる独自のマッチング事業をJA福島さくらと協働で行うなど農地集積を進めてきました。

水稻と比べ畑作は、手間がかかることから営農再開のハードルが高く、これまで畑作の主要作物がなかったことから、甘藷（サツマイモ）栽培を推奨しています。現在40戸の農家がサツマイモ栽培に取り組み、今年度は49ヘクタールを作付しています。なぜ、サツマイモなのかを伺うと、①作りやすい、②汎用性が高い、加工し商品化しやすい、③機械化が進んでいる、④作って楽しい、⑤出口（売れ先）が確保されているということでした。

（2）檜葉町カントリーエレベーター及び自動ラック式米農業用低温倉庫は、米の乾燥、貯蔵、調整、出荷までを一貫して行い、約300ヘクタール分の水稻を処理できる施設です。

（3）檜葉町水稻育苗センターは、100ヘクタール、2万箱の処理能力を有する施設です。

（4）檜葉町甘藷貯蔵施設・農業用機械倉庫は、甘藷貯蔵施設を町が整備し、民間企業（株式会社しろはとファーム）と賃貸借契約を結んでいます。「しろはとファーム」では、今年度は31.4ヘクタールのサツマイモの栽培にも取り組んでいます。

「しろはとファーム」の本社の「白ハト食品」がサツマイモ全量を買取することも作付の大きな弾みになっています。檜葉町のサツマイモは様々なものに加工され、全国で販売されていますが、檜葉町では加工所の建設も進められており、サツマイモを地元で加工、販売することで生産者に還元していきたいとのことです。

今回の研修は、檜葉町の「カントリーエレベーター等の施設活用による農業経営支援について」、その規模や成果について調査を行い、本村の農業支援の方向性を学ぶ機会としました。

農林水産業など第1次産業は厳しい状況に置かれています。特に、担い手不足、耕作放棄地の拡大、経営の効率化などが、どの地域でも大きな課題になっています。

農業を基幹産業としてきた楡葉町の震災・原発事故からの復興のためには「農業の再生」が不可欠であるという基本的な認識の下、営農の再開と同時に農業経営の効率化と農地の集約化、収益性の高い作物の定着化と産地化を目指し、農業再生計画を定めました。その中心の事業が、水田農業の作業と経営の効率化を図るための大規模なカントリーエレベーターと低温倉庫、さらに育苗施設の整備でありました。

効率的な農業経営に欠かせないのが、農地の集約化であります。JA福島さくらと協働し、独自のマッチング事業を行ってきた成果も現れています。

また、水稲だけではなく、収益性の高い畑作農業の展開のため、甘藷（サツマイモ）を推奨作物として導入してきました。

震災でゼロになった楡葉町の農業をどう再開させていくのか、カントリーエレベーター建設をはじめとする水稲関連施設建設から甘藷（サツマイモ）を町の戦略的作物とする「チャレンジ」をキーワードに農業再生を楡葉町の復興の切り札にしていこうとしています。

楡葉町の挑戦を後押ししているのは、「福島再生加速化交付金」などであり、楡葉町の取組が全ての地域に適用できるものではありませんが、地域農業をどう守り育てていくのか、担い手の確保、農地の集約、生産・加工・販売、さらには地元消費という循環を戦略的に考えていくということは、大いに学ぶべきところであり、本村の農業の現状や地理的優位性などを踏まえ、本村でも新しい「チャレンジ」へ踏み出す必要性を強く感じた研修となったことを付け加え、産業厚生常任委員会研修報告といたします。

令和4年9月6日

産業厚生常任委員会委員長 武田悦子

大玉村議会議長 菊地利勝 殿

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、委員会研修報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第8、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

6月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りいたしました写しのとおり、請願第1号の1件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

配付いたしております付託表のとおり、請願第1号を総務文教常任委員会に付託いたします。

◇ ◇ ◇  
○議長（菊地利勝） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散  
会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 0 時 0 1 分）